

## 組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例要旨

### 1 条例整備の理由

令和6年4月の組織機構の見直しに向けて、関係条例を整備するものです。

### 2 条例整備の内容

この条例の施行により改正する条例は3条例です。

#### (1) 入間市部設置条例の一部改正

以下のとおり、入間市部設置条例の一部改正を行います。

##### ア 部の新設

「危機管理安全部」を新たに設置します。

##### イ 分掌事務の変更

「危機管理に関すること。」及び「防災に関すること。」を「危機管理安全部」の所掌事務とし、「市民生活部」が所掌する「防犯に関すること。」及び「交通安全に関すること。」を「危機管理安全部」に移管します。

##### ウ 部に属さない「危機管理課」の廃止

「危機管理安全部」内に危機管理課を設置することから、現行の、部に属さない「危機管理課」を廃止します。

#### (2) 審議会等の庶務を担当する部署の名称変更に伴い、以下の条例の一部改正を行います。

- ・入間市自転車放置防止条例
- ・入間市国民保護協議会条例

### 3 施行日

令和6年4月1日